

太田市景観賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市景観条例（平成22年太田市条例第23号。以下「条例」という。）第32条の規定により、本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる市民及び事業者並びに良好な景観の形成に著しく貢献していると認められるもの（以下「市民等」という。）を表彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は、太田市景観賞とする。

(表彰の範囲)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本市における良好な景観の形成に顕著な功績のあった市民等に対して行う。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項の地区計画等、景観法（平成16年法律第110号）第81条第1項の景観協定等の策定等に主体的に参画した市民等
- (2) 主体的に、良好な景観の形成に関する研修、事業その他の啓発活動を行い、又はこれらに参画し、良好な景観の形成に関する市民の意識の高揚に寄与した市民等
- (3) 5年以上にわたり、良好な景観を構成する建築物、工作物、樹木等を適切に保全し、又は管理している市民等
- (4) 5年以上にわたり、自主的かつ積極的に地域の清掃、草花の植栽その他街並み又は自然の景観を保全する活動を行っている市民等
- (5) 地域の特性及び周辺の景観に十分配慮して、建築物の建築等、工作物の建設等又は当該行為に係る計画若しくは設計を行った市民等
- (6) 地域の特性及び周辺の景観に十分配慮して、街並みの整備又は当該整備に係る計画若しくは設計を行った市民等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める活動を行った市民等

(表彰対象の募集)

第4条 市長は、期間を定めて表彰の対象を公募又は推薦により募集するものとする。

2 公募に応じようとする者は、市長が指定する期間内に、別に定める応募用紙（以下「応募用紙」という。）に市長が必要と認める書類を添えて応募するものとする。

3 前条各号の規定による表彰の対象となる市民等を推薦しようとする者は、前項の期間内に、応募用紙に市長が必要と認める書類を添えて、当該前条各号の規定による表彰の対象となる市民等を市長に推薦することができる。

(表彰の決定)

第5条 市長は、前条の規定による応募又は推薦があったときは、条例第33条第1項の太田市景観審議会（以下「審議会」という。）に諮り、表彰を受ける市民等を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行うものとする。

(功績の公表)

第7条 市長は、前条の表彰を行ったときは、当該表彰を受けた市民等の同意を得て、その功績を市の広報紙及びホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、毎年1回行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(表彰の決定の取消し等)

第9条 市長は、第5条の規定による決定を受けた市民等に表彰を受けるものとしてふさわしくない行為があったときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により表彰の決定を取り消した場合で、当該取消しを受けた市民等に表彰状及び記念品を授与していたときは、これらを返還させることができる。

3 市長は、前項の規定による返還をさせようとするときは、あ

らかじめ、審議会に諮り、その意見を聴くものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月5日から施行する。